

知らないは大変!

どちらも飲み屋を舞台にした組合からの脱退勧奨・不当労働行為である

「脱退勧奨」に対する二つの最高裁判決が2006年12月に示されました

つぼ八事件

科長(東海労組所属)の引き起こした事件

リュース事件

助役(東海労組所属)の引き起こした事件

要約すれば

「会社の人事管理、
労務管理に関与し、
一定の影響力を持つものが、
その立場を利用し
不当労働行為を行った場合…
使用者又は利益代表者との
間に意思の連絡があったもの…」
であり、組合員による
他労組組合員への
オルグ(説得)であっても、
助役が行った場合は
不当労働行為にあたります!

STOP!

助役はJR貨物では 圧倒的に貨物労組組合員です

この管理者が他労組組合員
又は新規採用者などに
貨物労組加入を勧奨した場合、
これは立場(助役)を利用したもので、
すなわち不当労働行為です!

現場長、管理者の皆さん!

知らないと

大変なことになりますよ